

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
【告示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 土地改良事業の施行認可 ○ 土地改良事業計画の変更の認可 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 落札者等の決定 ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧 ○ 大規模小売店舗の廃止の届出 ○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧 ○ 公共測量の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		健康推進課 耕地課 耕地課 道路整備課 〃 危機管理課 経営支援課 〃 耕地課 監理課 建築指導課	
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第四百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年十月二十一日

指定を更新した医療機関

名称

瀬戸内記念病院

所在地

瀬戸内市長船町服部二九〇―五

岡山県知事 伊原 隆 太

更新年月日

令和七年十月二十一日

◎岡山県告示第四百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和七年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

足守土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

石橋樋門

西谷池

三 認可年月日

令和七年十月七日

工 種

非補助土地改良事業（かんがい排水）

非補助土地改良事業（ため池整備）

◎岡山県告示第四百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

令和七年十月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

足守土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

鍛冶屋

非補助土地改良事業（かんがい排水）

三 認可年月日

令和七年十月七日

◎岡山県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
一般国道	三十三号	真庭市下方字畝峪一五七七番一地从先から 真庭市下方字大森一六一三番一地从先を経て 真庭市下方字築瀬一二六七番二地从先を経て 真庭市下方字横部一二五二番一七地从先まで	令和七年十月三十日

〔四七二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業仮想化基盤構築業務

二 契約期間

契約締結日から令和十年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四

落札者を決定した日

五

落札者の名称及び所在地

株式会社オービス

六

落札金額

一〇〇、〇一七、九二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一〇、九一〇、七二〇円）

七

一般競争入札

入札公告日

八

令和七年八月二十九日

〔四七三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 生活協同組合おかやまコープ コープ総社東
所在地 総社市総社一三七〇番三ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 生活協同組合おかやまコープ
住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号
代表者の氏名 代表理事 徳山 雅昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(1) 名称 生活協同組合おかやまコープ
住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号
代表者の氏名 代表理事 徳山 雅昭
(2) 名称 ダイレックス株式会社
住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地
代表者の氏名 代表取締役 五味 肇
(3) 名称 有限会社クレセント
住所 岡山市北区大元上町一二番二七
代表者の氏名 代表取締役 白濱 昇
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年六月十一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千七百六十一・二平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 百二十二台
(2) 駐車場の収容台数 五十七台
(3) 荷さばき施設の面積 百二平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十九・一立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
ア 生活協同組合おかやまコープ 午前九時三十分
イ ダイレックス株式会社 午前九時
ウ 有限会社クレセント 午前九時三十分
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
ア 生活協同組合おかやまコープ 午後九時
イ ダイレックス株式会社 午後十時
ウ 有限会社クレセント 午後九時
(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 駐車場一 午前八時三十分から午後十時三十分まで

イ 駐車場二 午前八時三十分から午後十一時まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和七年十月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年十月二十一日から令和八年二月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

〔四七四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があつた。
令和七年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一
届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 生活協同組合おかやまコープ
住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号
代表者の氏名 代表理事 徳山 雅昭
- 二
大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 生活協同組合おかやまコープ コープ総社東
所在地 総社市総社一三七〇番三ほか
廃止年月日
令和六年十一月二十日
- 三
届出年月日
令和七年十月十日

令和7年10月21日 岡山県公報 第12746号

〔四七五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和7年10月21日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

丘2番川6―1（小規模土地改良事業（かんがい排水））

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和7年10月21日から同年11月11日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔四七六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市北区御津国ヶ原地内
測量の種類	公共測量（二級基準点測量及び三級基準点測量）
測量期間	令和七年十月八日から同年十二月二日まで

〔四七七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字前池尻一〇二八番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田二八五番地一サニーガーデン二〇一号

丹正 裕大

丹正 真央

三 許可年月日及び許可番号

令和七年九月二日岡山県指令建指第一二〇号